令和８年（フ）第１４６号
福島県いわき市平中神谷字大年19―２　有料老人ホーム和の里、住民票上の住所福島県いわき市常磐白鳥町竜ケ崎２番地
債務者　大井川久代
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２９５号
茨城県水戸市堀町2200番地の８　川崎第１ハイツ108号、前住所茨城県水戸市堀町2277番地の28
債務者　石川　信義
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２２３号
茨城県土浦市田中二丁目９番19号　メルサーレ　202
債務者　井上　　香（旧姓片岡）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３２号
茨城県土浦市板谷六丁目669番地24　コーポ中貫205
債務者　太田　英徳
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３３号
茨城県土浦市板谷六丁目669番地24　コーポ中貫205
債務者　太田　徳代
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３８号
茨城県土浦市右籾532番地２
債務者　松原　友恵
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４７号
茨城県鹿嶋市大字宮中2380番地５
債務者　間　　浩男
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５５号
茨城県神栖市神栖四丁目８番36号　カーペンターハウス１－Ｄ
債務者　長谷川　洋
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６８号
茨城県鹿嶋市大字山之上10番地１
債務者　山野　一也
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第７０号
茨城県神栖市知手4678番地81　ロープンドローム　105
債務者　金子　仁哉
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４７４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町136番地32　リガードＣ201
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２１号
栃木県宇都宮市下岡本町4522番地７　サンライズタシロ201
債務者　湯澤　昌明
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５７号
川崎市多摩区三田２丁目５番地１　ペガサスマンション生田　303
債務者　原田　結衣
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
長野県須坂市大字須坂1306番地２　クリヨンメゾン101
債務者　伊藤　　優
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
長野県松本市野溝東１丁目７番１号
債務者　加藤　真澄
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５４号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿202号
債務者　石塚ハルナ
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　長野地方裁判所松本支部